

平成 19 年度財務諸表、事業報告書及び決算報告書に関する意見書

国立大学法人法第 35 条の規定により準用される独立行政法人通則法第 38 条第 2 項の規程に基づき、国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学の平成 19 年度の決算について監査したところ、適法に処理されており、財務諸表、事業報告書及び決算報告書のとおりに相違ないことを確認します。

平成 20 年 6 月 19 日

監事 稲垣 卓
監事 三木 強一